# 会　議　録

１ 会議名

令和８年度 第５回浦川原区地域協議会

２ 議題（全て公開）

⑴ 開会

⑵ 議事

ア　市民による消火栓使用に関する説明と安全対策（危機管理課資料）

イ　その他

⑶ 閉会

３ 開催日時

令和８年８月２７日（木）午後６時３０分から午後７時４０分まで

４ 開催場所

浦川原コミュニティプラザ 市民活動室４・５

５ 傍聴人の数

０人

６ 非公開の理由

なし

７ 出席した者（傍聴人を除く）

【地域協議会委員】

市村副会長、小野副会長、金子委員、北澤会長、五井野委員（オンライン）、杉田委員、竹内委員、西山委員、水澤委員、

【事務局】

白石所長、山崎次長、保倉次長、西山教育・文化グループ長、唐澤市民生活・福祉グループ長、村松班長、内山主事

８ 発言の内容

【議題ア：市民による消火栓使用に関する説明と安全対策（危機管理課資料)】

■ 説明

・事務局から、従来は安全面の懸念から認めていなかった市民による消火栓使用について、安全対策を講じた上で使用できるよう見直したことが説明された。

・消火栓を使用するための条件として、消火訓練を年１回以上実施すること、必要に応じて市・消防局（消防署)・消防団から助言を受けること、消防資機材の調達及び管理を町内会又は自主防災組織の責任で行うこと、資機材の点検を年１回以上実施することが示された。

・消火訓練を実施する場合は訓練実施計画書を市へ提出することで防火防災訓練災害補償等共済制度の対象となることが説明された。

・消火栓使用を希望する場合は、まず危機管理課へ相談し、手続や留意事項の説明を受けたうえで進める流れが示された。

・町内会長へは既に資料配付済みであり、今後必要に応じて説明の機会を設ける予定であることが報告された。

・参考として、消防署が火災覚知後に放水を開始するまでの平均時間や過去の実績が示され、訓練と点検を実施している地域であれば消防署到着までの間に消火栓を使用することは可能との考え方が説明された。

■ 質疑応答

・質問／意見：町内会で消火栓を使用した訓練を実施しないと決めた場合は、通常の防災訓練のみでよいのか。また、消火栓付近に設置されているホースやノズルは市の所有か、町内会等の所有か。

→回答：町内会で消火栓を使用した訓練を行わないと決めた場合は、従来どおりの防災訓練で差し支えない。ホースやノズルなどの消防資機材は町内会又は自主防災組織が設置・所有している。

・質問／意見：消火栓や関連資機材の保守点検は町内会の責任で行われているのか。また、管理主体も町内会となっているのか確認したい。

→回答：把握している範囲では資機材の所有及び管理責任は町内会にある。点検については町内会単独ではなく、地元消防団と連携して実施している場合が多い。

・質問／意見：制度について町内会長への丁寧な説明と周知をお願いしたい。また、高齢化や人手不足が進む中で、訓練の実施や資機材の管理には課題があるため、地域で十分に議論し慎重に進めるべきである。

→回答：町内会長連絡協議会等で改めて説明する機会を検討している。必要に応じて危機管理課からも説明に出向いてもらうなど、丁寧な周知に努める。

【議題イ：その他（地域にぎわい事業補助金について）】

■　説明

・会長から、地域協議会会長会議の内容について報告が行われた。
・地域協議会の役割として、地域ビジョンの策定、地域にぎわい事業補助金の評価、地域運営組織との連携の 3 点が示された。
・地域ビジョンは地域全体の方向性を示す指針であり、今後の事業評価の基礎となることから、地域協議会として優先的に協議していく方針が示された。
・地域ビジョンの策定については、地域団体や住民等との意見交換を行いながら進め、来年夏頃を目途に取りまとめたいとの考えが示された。
・事務局から、新たな財源支援制度である地域にぎわい事業補助金の概要について説明が行われた。
・補助率は最大 10 分の 10（千円未満切り捨て）とし、提案期限を 12 月末まで延長したことが説明された。
・予算総額は 1 億 8 千万円を基本とし、令和 9 年度に限り経過措置として 2 千万円を加算する予定であることが示された。
・浦川原区の上限額は 530 万円であることが説明された。
・制度説明会を 9 月 8 日に開催し、オンライン参加も可能であることが報告された。
・地域協議会による評価方法や評価項目については、今後改めて説明する予定であることが示された。

■　質疑応答

・質問／意見：地域ビジョンが未策定の段階で事業の申請や評価を行うことには疑問があり、本来は地域ビジョン策定後に申請を受け付け、その内容に基づいて評価すべきではないか。

→回答：本制度は移行措置であり、各地域で地域ビジョンが直ちに策定されることは想定していない。地域ビジョンが間に合わない場合は、現行の地域活性化の方向性を基礎とし、必要に応じて評価項目を追加するなど柔軟に対応しながら評価を行う。

・質問／意見：地域ビジョン策定を優先した結果、令和９年度事業の評価や採択が遅れると、これまでの制度との整合性や公平性に課題が生じるのではないか。

→回答：事業を停滞させないことが重要であり、地域ビジョンが未策定であっても、既存の地域活性化の方向性を基準として評価を進める。不公平が生じないよう地域協議会として柔軟に判断していく。

【議題イ：その他（「大・浦・安」合同研修会の開催及び次回の会議の日程確認について）】

■　説明

・事務局から、大浦安地域協議会委員研修会の開催について説明があった。

・講師は地域政策課を予定しており、市が進める地域自治の推進に向けた今後の方策のうち、地域運営組織への支援を中心とした内容で調整していることが説明された。

・研修会は 11 月 6 日（金）午後に浦川原コミュニティプラザ市民ホールで開催し、一般公開とすることが説明された。

・研修終了後には情報交換会を実施する予定であり、開催時間等の詳細は後日案内することが説明された。

・第 6 回地域協議会は 9 月 28 日（月）午後 6 時 30 分から開催することを確認した。

・上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案に係る諮問・答申について、資産活用課との日程調整の結果、10 月 28 日（水）に第 7 回地域協議会を開催し、諮問と答申を同日に実施したい旨の説明があった。

・事務局から、これまで地域協議会において基本的な考え方や対象施設ごとの方針案について説明及び質疑が行われていることから、同日実施に支障はないとの説明があった。

９　問い合わせ先

浦川原区総合事務所　総務・地域振興グループ

TEL：025-599-2301（内線 305）

E-mail：uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp

１０　その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。